

2025年度 町田市立忠生中学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針(2022年3月改定)」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法 第3条より

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」(未然防止)

教職員がいじめの定義について十分に理解したうえで、生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省 いじめ防止対策推進法 第二条より引用

〈具体的な学校の取組〉

(1)「いじめに関する授業」の年間3回以上実施

生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

(2)人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為でもあり、決して許されるものではないことを生徒たちに理解させる。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

①「人権教育プログラム(学校教育編)」の活用

②「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用

(3)心の教育の推進

全ての生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりと授業を行うことで、他人を思いやる心や人権意識を高める。「いじめをしない、許さない心」を育てるために、道徳等の授業で生徒の実態に合わせた教材や資料を工夫し、人間としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みるようにさせる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、生徒が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

① 道徳授業地区公開講座の充実(10月)

② 「持ち回り道徳授業」など道徳授業の工夫

③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化

(4)家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対しては、地域や保護者(家庭)、関係機関と一体となって取り組む。

① 保護者会等でいじめの指導や相談体制について説明する。

【生徒・保護者への本校いじめ防止基本方針の周知】

② セーフティ教室 ～SNSの正しい使い方～ (7月)

③ 小中連携連絡会(9月)

④ 職場体験学習(1月)

⑤ 9組との交流(通年)、9組小中学校交流行事(2月)

⑥ いのちの授業(3年生対象)(3月)

2 いじめに「気付く」(早期発見)

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。

生徒たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、組織的に対応し解決する。

〈具体的な学校の取組〉

(1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介

(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」の「主な相談窓口・専門機関等」を参照)

- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ 「スクールサイン」とその利用方法の周知・徹底

(2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもった的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 生徒の普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

(3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年6回の校内研修の実施
- ② 「学校いじめ対応チーム」を月に1度実施

3 いじめから「守る」(早期対応)

「いじめはどの学校でもどの生徒にでも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、どんな小さな兆候、懸念、生徒からの訴えも抱え込まず、又は対応不要だと個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、組織的な対応につなげる。問題を軽視することなく早期に適切な対応をすることで、いじめられている生徒の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

〈具体的な学校の取組〉

- ①学校いじめ対応チームを臨時招集する。
- ②いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ③いじめを行った生徒への指導
- ④関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会、警察、児相など関係諸機関と連携する。（「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」の「関係諸機関との連携」を参照）

ア)いじめ対応チーム

イ)スクールソーシャルワーカー(教育センター)

ウ)まちだ JUKU(教育センター)

エ)保護司、民生・児童委員

オ)巡回相談員

カ)町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター、八王子児童相談所

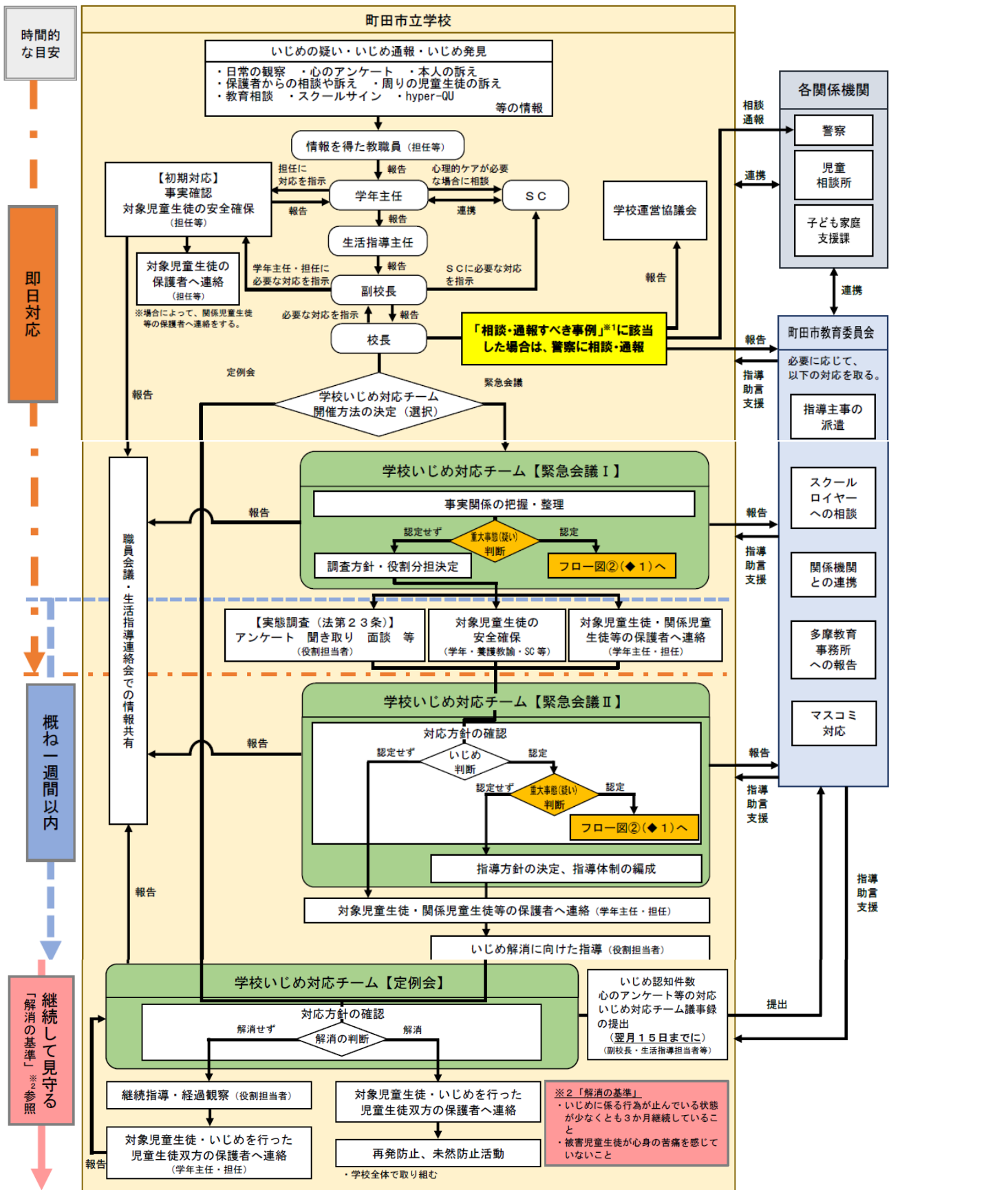
キ)学校サポートチーム

ク)サポート会議、関係者会議(学校と関係機関)

ケ)いじめ対応サポートチーム(指導課)

Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

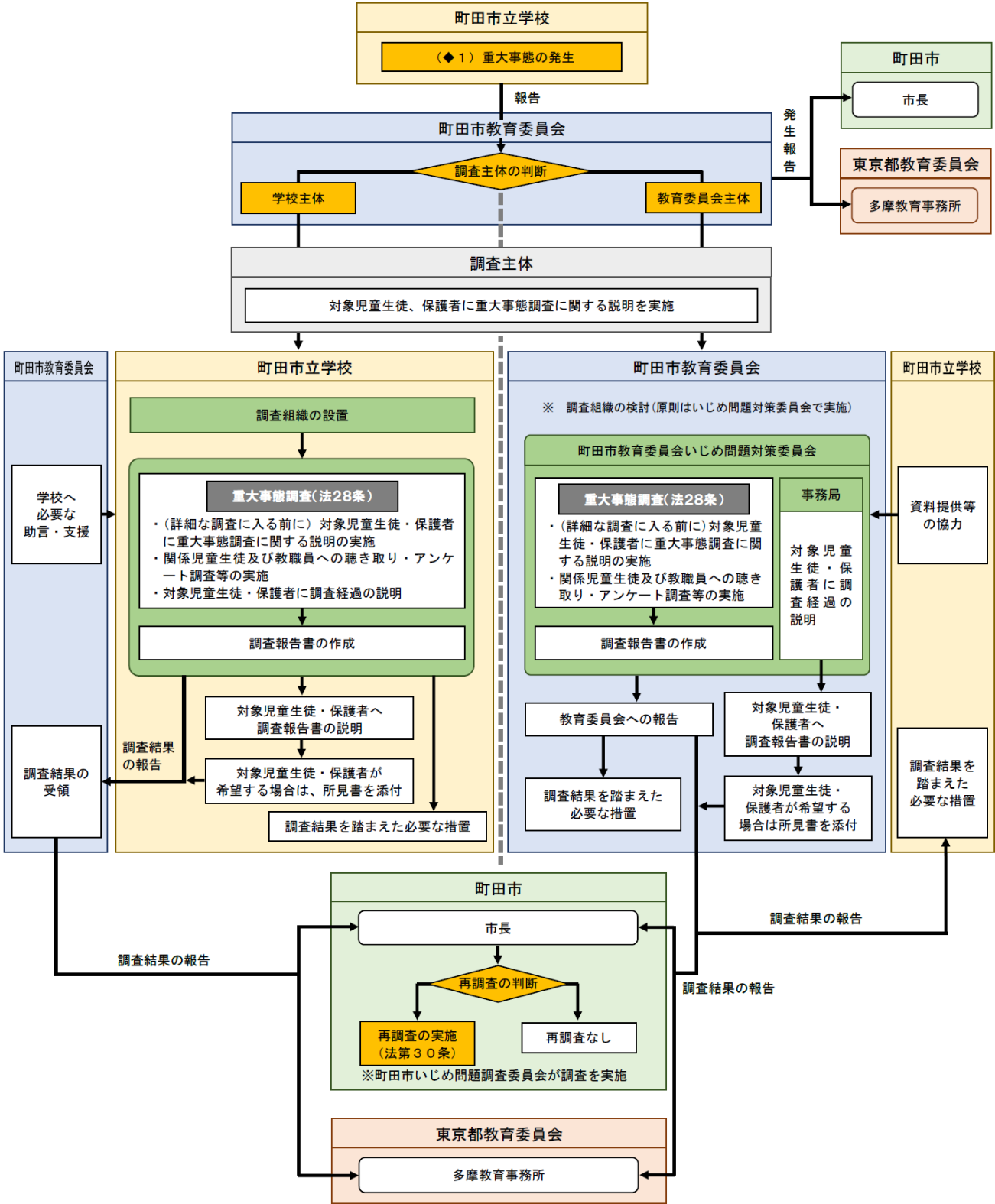
フロー図①「いじめ事案発生の組織的な対応の流れ」



※1 相談・通報すべき事例（令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文科科学省）

暴行	ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンや下着を脱がす。	自殺関与	同級生に対して「死ぬ」と言って脅し、その同級生が自殺を決意して自殺した。（自殺を企図した場合を含む）
傷害	感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	名誉棄損、侮辱	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
強制わいせつ	断れば危害を加えると脅し、性器や胸、お尻を触る。	児童ポルノ提供等	同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
恐喝	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）	元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
窃盗	靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。		
器物損壊等	自転車やゲーム機、制服をカッターで切り裂く。		
強要	度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。		
脅迫	本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。		

フロー図②「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」



IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告(5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○生徒・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と 伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の生徒、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明(家庭訪問が原則)
4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成	○会議等で情報共有 (指導・支援方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 生徒への指導及び 保護者との連携	○被害者(いじめられた生徒)へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者(いじめた生徒)へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者(周りの生徒)へ 学級・学年等全体の問題として、教師が生徒とともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の生徒等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 忠生中学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	高橋 博幸	副校長	鳴海 純子
生活指導主任	小川 歩	1年学年主任	菰 悠太
2年学年主任	中山 文	3年学年主任	笠松喜徳
9組(特別支援級)主任	野崎 健	養護教諭	佐波美規子
特別支援 コーディネーター	佐波美規子 野崎 健 小川 歩		
生活指導担当	林 雅人(1年) 甘楽萌歌(1年) 鈴木鷹斗(2年) 森 彩音(2年) 津田崇弘(2年) 松原智敏(3年) 川崎萌依(3年) 片山雄太(3年)		
スクールカウンセラー	梶本浩史(月曜日) / 高橋 綾(木曜日)		

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画(校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる全員面接、保護者会での説明、生徒の主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画)の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・生徒の様子で気になることがあったときや、生徒間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、生徒の様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・生徒に対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談に乗ったりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

VI いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
4月	●「忠生中学校学校いじめ防止基本方針」(本紙)を活用し、年度当初に「いじめ」の定義の確実な理解を図る。 ●校長によるいじめ防止対策研修の実施（4月当初） ●新クラス編成における共通理解を通して生徒間の関係性を把握する。
5月	●「忠生中学校いじめ防止基本方針」(本紙)を活用し、本紙内容及び学校いじめ対策委員会の役割の理解を図る。 ●いじめに関する授業計画(下記)に基づき、7月の授業に向け準備を開始。
6月	●ふれあい月間「教職員シート」を活用し、自己の取り組みと学校の課題について共有を図る。
8月	●いじめに関する授業計画(下記)に基づき、9・10月の授業に向け準備を開始。
11月	●ふれあい月間「教職員シート」を活用し、6月の課題への取り組み状況の分析と把握。（個別の課題・学校の課題）
12月	●いじめに関する授業の振り返りとまとめ、課題の整理。

VII いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止と早期解決のために、生徒に対して以下の計画で、「いじめに関する授業」(どの授業も、いじめ問題が主題であることを明示)を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
3学年共通・全校連携	7	道徳 (担任)	内容項目【情報モラル】 1学期の振り返りとともに、夏休み中の問題行動抑止を図り、各学年で教科書を用いて授業を行う。
	9	道徳 (担任)	内容項目【公平・公正・社会正義】 学校生活の再開にあたり、自身の内面に向き合い、他者への心遣いを振り返り、人間関係の在り方を問い直す授業を行う。
	10	道徳 (担任)	内容項目【生命】【友情】【相互理解】 最後の行事に向け、互いの存在を認め合うことについて考えを深める授業を行う。

※9月、10月の授業はローテーション道徳ではなく、担任が授業を行うこととする。